

機械等利用管理規程

第 1 条 集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。

第 2 条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。

第 3 条 機械等の利用料金は としてする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。

第 4 条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。

- （１）消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
- （２）使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
- （３）故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。
- （４）機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。

第 5 条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。

- （１）共用資産管理台帳
- （２）機械等利用簿
- （３）機械管理簿

第 6 条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。